

特別児童扶養手当 所得制限の限度額

(単位：円)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
6		6,786,000		7,601,000
7		7,256,000		6,786,000

限度額加算について

本人	イ 同一生計配偶者、老人扶養親族	一人につき10万円
	ロ 特定扶養親族	一人につき25万円
	ハ 控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満の扶養親族)	一人につき25万円
配偶者・扶養義務者	イ 老人扶養親族	老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

控除額

控除の種類	控除額	備考
障害者控除	27万円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第1項及び第2項各号
特別障害者控除 ※	40万円	
寡婦(寡夫)控除	27万円	
寡婦控除の特例	35万円	
勤労学生控除	27万円	
雑損控除	当該額	課税台帳による(地方税法による控除額)
医療費控除	当該額	
小規模企業共済等掛金控除	当該額	
配偶者特別控除	国税 上限38万円 地方税 上限33万円	
社会保険料相当額	8万円(一律)	

※同居特別障害者控除(75万円)は対象外